

自動継続新型定期預金(固定型)＜グッドセレクト(固定型)＞規定

1 (自動継続)

- (1) 自動継続新型定期預金(固定型)「グッドセレクト(固定型)」(以下「この預金」といいます。)は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の「グッドセレクト(固定型)」に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 第1項にかかわらず、この預金について、満期日(継続をしたときはその満期日。以下同じです。)までに通帳記載の取引店(以下「取引店」といいます。)に自動継続の取扱いを取消す旨のお申出があった場合には、自動継続を行わないものとし、この預金は満期日以後で解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第4条第2項のとおり取扱います。
- (4) 前項のほか、以下の場合には、自動継続を行わないものとし、この預金は満期日以後かつ解約可能となった後で、解約の申出があった日に利息とともに支払います。この場合、第4条第2項のとおり取扱います。
 - ① この預金に対して差押えあるいは仮差押えの命令の送達があった場合、または滞納処分など解約等の処分を禁ずる命令等の送達があった場合
 - ② 相続開始のお届けがあった場合
 - ③ この預金に対して質権が設定され、満期日において質権の解除がなされない場合(ただし、質権について別段の定めがある場合を除く)
 - ④ 前各号のほか当社が自動継続の取扱いを相当でないと認める場合

2 (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。

3 (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳記載の利率(継続後の預金について第1条第2項の利率。以下「約定利率」といいます。)によって計算し(通帳に「複利式」と記載の上6か月複利の方法により計算するものとします。)、満期日にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① この預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
 - ② 利息を指定口座へ入金できず現金で受取の場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
 - ③ 満期日に指定口座に入金するときで、満期日が銀行休業日であったときは、その銀行休業日付で、翌営業日に指定口座への入金手続き等を行います。
 - ④ 満期日において、以下の事由が生じている場合には、指定された口座への入金を行わないものとします。この場合には、満期日以後に当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取引店に提出してください。
 - A. 取引店に当社所定の方法により指定された口座への入金の取扱いを取消す旨のお申出があった場合
 - B. 指定された口座が解約等により存在しない場合

C. 当社が指定された口座への入金を取扱いを相当でないと認めた場合

- (3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (5) この預金の全部または一部を第4条第1項により満期日前に解約する場合の利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し（通帳に「複利式」と記載の上、6か月複利の方法により計算するものとします。）、この預金とともに支払います。この場合第4条第2項のとおり取扱います。ただし、第4条第1項にかかわらず、預入日から1年後の応当日の前日までは、この預金の一部解約はできません。
 - ① 1年未満 解約日における普通預金利率
 - ② 1年以上 約定利率×10%ただし、1年未満の場合、約定利率の10%を上回らないものとします。
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。ただし、円未満は切捨てます。
- (7) 満期日が銀行休業日であったときは、その銀行休業日の前日までの日数について利息を計算します。
- (8) 一部解約後もこの預金の利息は、約定利率を適用して計算します。ただし、この預金の預入日（継続したときは継続日）において店頭に表示していた当社所定の手順によって、一部解約前の預金元本と一部解約後の預金元本（残高）にそれぞれ適用されるべき利率が異なる場合は、この預金の利率の取扱いは次のようになります。以後一部解約がなされた場合も同様の取扱いとします。
 - ① 預入日（継続をしたときは継続日）から解約日の前日までは、約定利率が適用されます。
 - ② 解約日以降は、この預金の預入日（継続をしたときは継続日）において、一部解約後の預金残高に適用されるべき利率が適用されます。
- (9) 第1条第3項または同条第4項によりこの預金の自動継続を行わない場合のこの預金の利息は、第2項にかかわらず、あらかじめ指定された方法によらず、満期日以後（第1条第4項の場合は、満期日以後で解約可能となった後）の解約または書替継続の申出があった日にこの預金とともに支払います。この場合には、第4条第2項のとおり取扱います。
- (10) 第1項および第5項において、利息を支払った日とその利息の支払いを開始する日の翌日以降の場合、その利息について付利は行いません。

4（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または第1条第1項に定める方法以外の方法で書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに取引店のほか当社国内本支店に提出してください。

5（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の書面によって取引店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった

場合も同様にお届けください。

- (3) 前各項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (5) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (6) 通帳を再発行する場合には、当社店頭に掲示する再発行手数料をいただきます。

6 (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

7 (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

8 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務（元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除く。以下同じ）と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出の印章により押印して直ちに当社に提出ください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9 (預金の対象者)

この預金は、個人のお客様を対象とします。

10 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる

場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020 年 4 月 1 日現在)